

第31回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月7日(木)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 13名
 - 2番 山 寄 和 雄
 - 3番 栗 原 寛 光
 - 4番 陸 野 光 男
 - 5番 小 泉 勝 彦
 - 6番 石 川 和 利
 - 8番 関 巖
 - 9番 渡 邊 美代子
 - 10番 田 中 幸 一
 - 11番 切 替 一 弥
 - 12番 渡 辺 義 一
 - 13番 注連野 千佳代
 - 14番 時 田 善 夫
 - 15番 中 山 明
- 5 欠席委員 2名
 - 1番 小 倉 哲 也
 - 7番 石 渡 正 明
- 6 出席事務局職員 4名
 - 斉藤事務局長
 - 鈴木主幹
 - 山田主査
 - 高橋副主査

◎開 会

令和3年10月7日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。早いもので10月に入りまして、もう1週間過ぎました。先月末には長らく続いておりましたコロナウイルスによる緊急事態宣言ですか、ようやくと明けまして、これで終息に向かってくれたらいいなと思っているところでございます。

大変忙しい中、ありがとうございます。今日も、また案件たくさんありますので、皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方にはお手元の傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまより第31回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、小倉哲也委員、7番、石渡正明委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

6番、石川和利委員、8番、関巖委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年9月21日付で申請書の提出がありました。申請

内容は、市外在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、労働力不足のため売却したいとのことです。譲受人は、所有地に近く、管理が容易なため購入したいとのことです。

総会資料1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、坂戸市場字後藤免です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されていました。

総会資料の3ページ及び4ページを御覧ください。3ページが譲受人住所地の農業経営の実態証明書、4ページが本市の所有農地及び耕作地に関する申告書となっております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。住所地の市の一部農地を貸付けしていますが、地域の集積計画に従い、中間管理機構を通じた貸借をしており利用集積に協力しているということでしたので、全部効率利用要件上の問題はありません。

農機具については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、貸付地を除いた耕作面積分が本市と住所所在地の合計で357アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、地区担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。議案第1号の1について説明いたします。9月29日、15時20分頃、事務局の山田主査と申請地の調査を行いました。この案件については事務局からの説明にもありましたとおり、所有権の移転をしようとする案件です。現地は草刈りをされており、写真のように梅の木が数本植えられてありました。譲受人は、今後もこの梅の栽培をするということです。周辺農地の営農条件の支障については、耕作されておらず休耕状態にありました。

以上のことより、当該申請が適当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年9月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もおらず、労働力不足のため売却したいとのことです。譲受人は、自作地に近いため、譲渡人の申出を受けて購入したいとのことです。

総会資料5ページの位置図及び6ページの現地写真を御覧ください。場所は、野田字大山及び三ツ作字中外出です。現地の写真を見たところ、どちらも畑であり、野田の農地につきましては、耕作中であり、三ツ作の農地については保全管理されており、耕作可能な状態となっております。

総会資料の7ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件については、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、農用車、管理機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で1,200日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、貸付地を除きました耕作面積が373アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、田中幸一委員。

○10番（田中幸一君） 10番、田中です。9月27日10時頃、事務局と私の2名で現地確認を行いました。

現地は、畑できれいに耕作されておりました。農機具や耕作面積など詳細については、事務局からの説明のとおりです。譲受人は、キャベツを中心に大規模に経営しており、農地の取得に問題はないと

思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3ないし議案第1号の4については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。初めに、議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人とお互いの所有する農地を贈与で交換することにより、所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、譲受人との話し合いにより交換したいとのことです。譲受人は、自作地に近く、耕作管理等が容易なため交換したいとのことでございます。

総会資料8ページの位置図の下側です。及び9ページの現地写真の上側の写真を御覧ください。場所は、野里字三丁目です。現地を確認したところ、現地は田で保全管理されておりました。ただ、現在は、作付けの関係で少々草が生えている状況です。

総会資料の10ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、耕耘機、農用車を所有しています。田植、刈取り、乾燥の調製作業については、他の農業者に作業委託をしているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しており、基準の150日以上従事しているた

め、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、こちら耕作面積が131アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

続きまして、議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和3年9月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、先ほどと同じく、市内在住の個人が、市内在住の個人とお互いの所有している農地を贈与で交換することにより、所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、譲受人との話し合いにより交換したいとのことです。譲受人は、自作地に隣接し、耕作管理などが容易なため交換したいとのことです。

総会資料8ページの位置図の上側、及び9ページの現地写真の下側、整理番号4-1とあるところです、を御覧ください。場所は、野里字五反目です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の11ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が221アールであるため、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。9月30日に事務局の山田主査と現地確認を行いました。譲渡人、譲受人というのは、土地を交換ということで、それで五反目というところですか、ここは譲受人の方がもう何年も前から耕作しておりました。

それから、もう一方の、その譲渡人の方が譲受人の土地を交換ということで、そこは去年まで作付していましたが、今年は作付しておりませんが、きれいに管理されており、いつでも農地に復元できる状態でした。

以上です。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。
どうぞ。

○12番（渡辺義一君） 12番、渡辺です。この片方のほうが三丁目というほうが耕作されていないということなのですけれども、これは、この後、耕作する予定なのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらにつきましては、また今後耕作する予定はありと
のことで聞いております。

○12番（渡辺義一君） ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○12番（渡辺義一君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。
どうぞ。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。すみません、〇〇さんのほうなのですけれども、生年月日
が昭和5年となっているのですけれども、年齢的に耕作って作業できる年齢なのでしょうか。

○14番（時田善夫君） まだ元気でできます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○9番（渡邊美代子君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3ないし議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3ないし議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和3年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により農地の所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、労働力不足により管理できないため売却したいとのことです。譲受人は、所有地に近く、耕作管理が容易なため購入したいとのことです。

総会資料12ページの位置図及び13ページの現地写真を御覧ください。場所は、林字見下シです。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されていました。

総会資料の14ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等につきましては、トラクター、田植機、農用車、コンバイン、耕耘機、草刈り機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で450日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が175アールであるため、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、山寄和雄委員。

○2番（山寄和雄君） 2番、山寄です。9月22日午後1時半より、事務局の山田主査、高橋副主査、3名で現地を見させていただきました。現地は、保全管理されておりまして、現在芝生が植えてあるといったらいいのか、まいてある状態でありました。これからは、芝生を栽培したいということで申請があったと思います。何ら問題ないと思われしますので、皆様のご意見をよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（整理番号1～3）

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人から農地1筆を買い取り、建築分譲住宅用地に転用しようとするものであり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和3年9月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側、約900メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料16ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画図については、3棟の戸建て住宅を総会資料16ページのとおり建築する計画となっております。

排水関連については、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、新設道路内の側溝へ排水する計画となっております。

また、雨水については、雨水抑制施設を設置の上、貯留し、オーバーフローした雨水は新設道路内の側溝へ排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの及び関連会社からの借入金により賄う計画となっております。なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料17ページから18ページに建物平面図、19ページに建物立面図を添付しております。

また、総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を

求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。議案第2号1の1について説明いたします。9月29日15時10分頃、事務局の高橋副主査と申請地の調査を行いました。この案件については、事務局からの説明にもありましたとおり、1反歩の土地に建売分譲住宅を3棟建設するための農地転用をしようとする案件です。写真のように、現地の周辺は全て耕作放棄地となっております。周辺ということで、周辺農地の営農条件の支障については、耕作されておらず、支障がないものと認めます。転用基準を満たしておりますので、当該申請は適当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人から農地1筆を買い取り、建売分譲住宅用地に転用しようとするものであり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。なお、本件については、令和3年9月17日に申請書の提出がなされております。

総会資料21ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の東側、約600メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料22ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、3棟の戸建て住宅を総会資料22ページのとおり建築する計画となっております。

総会資料23ページの給排水計画平面図を御覧ください。排水関連については、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、新設道路内の側溝へ排水する計画となっております。また、雨水については、各宅地内に雨水抑制槽を設置の上、抑制し、オーバーフローした雨水は、汚水・雑排水と同様に新設道路内の側溝へ排水する計画となっております。所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料24ページに建物平面図、25ページに建物立面図を添付しております。

また、総会資料26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。議案第2号の2について説明いたします。9月29日15時頃、事務局、高橋副主査と申請地の調査を行いました。この案件については、事務局からの説明にもありましたとおり、先ほどの第2号の1と同じような内容で、1反歩の農地に建売分譲住宅3棟を建設するため農地転用しようとする案件です。現地は耕作されておらず、草刈りはしてありました。それと、周辺農地は耕作されておらず、休耕状態にありました。ということより、周辺農地の営農条件への支障については、転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適切と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の個人から、農地1筆を買い取り、物置として転用しようとする案件です。なお、本件については、令和3年9月16日に申請書の提出がなされております。

総会資料の27ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ヶ浦公園の西側、約550メートルに位置し、農業公共投資のっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の28ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、新築する住宅地に隣接する農地に総会資料28ページのとおり、物置を設置する計画となっております。

排水関係については、汚水・雑排水は発生せず、雨水については自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料29ページに新築する住宅の平面図、30ページから33ページに建物立面図、34ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。9月30日の15時40分頃、事務局の高橋副主査と現場を見に行きまして、住宅が建っているのですけれども、全部壊して更地にしまして、今度家を建てるのに物置の場所も全然なくて狭いため、隣の今までずっときれいにしてあった農地になります。譲渡人のほうも高齢であるため売買するということでございまして、そこに今度物置を建てるということでございますので、別に問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございました。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第2号（整理番号4）ないし議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号の4についてですが、議案第2号の4については、この後の議案第3号の1、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請と関連がありますので、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 事務局の高橋です。議案第2号の整理番号4ないし議案第3号の整理番号1について関連がありますので、一括してご説明いたします。

議案3、4ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市外在住の個人から農地1筆のうち実測面積2,471.96平方メートルを賃貸借し、資材置場へと転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、土地全体としては、登記簿面積で4,779平方メートルありますが、過去に実測面積で2,068.21平方メートルが農地転用許可となり、宅地となっており、今回の申請については、その残地部分に係る農地転用申請になります。

今回の残地部分の実測面積2,471.96平方メートルのうち1,421.69平方メートルについては、平成30年9月26日付で資材置場への一時転用が許可されており、この許可期間が令和3年9月25日に切れるため、一時転用から恒久的な農地転用への計画変更並びに残地となっている1,050.27平方メートルの農地部分を資材置場へと転用したいとする案件です。

総会資料35ページの位置図を御覧ください。申請地は、蔵波中学校から南西側、約700メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の36ページから37ページを御覧ください。土地利用計画については、現況は総会資料36ページのとおり、資材等が配置されておりますが、総会資料37ページの土地利用計画図のとおり、資材等を配置する計画となっております。

排水関係については、汚水・雑排水はなく、雨水は自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料38ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について、報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。9月30日に運営委員会を開きましたので、運営委員会全員と事務局で13時45分頃現地に行きまして、現地は建物の足場パイプを資材置場にするということで、3年前にその許可が下りて、先月の30日に切れまして、また新たに賃貸契約を結ぶということで、それにつきまして事業が大分大きくなりまして手狭になったため、隣の土地も借りたいということでございます。運営委員会全員による採決の結果でございますが、全員一致にて許可すべきものということになりました。

以上ご報告をいたします。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4及び議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4及び議案第3号の1については、許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号の令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第4号の4ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が1件となっております。利用権設定を受ける方の面積が合計で11.1アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから3ページに記載のとおりとなっております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。協議報告第1号についてご報告いたします。議案5ページを御覧ください。

議案5ページ、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年8月1日から8月31日までとなっております。1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。6ページから7ページを御覧ください。

こちらは、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和3年8月1日から令和3年8月31日までで、8件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入りますが、初めに、前回の総会時に継続審議となっておりました蔵波字中六地先の転用案件の再審議を行うことの是非について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

斉藤事務局長。

○事務局（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。まず、蔵波字中六の再開発行為について、現状及び経過のご説明を申し上げます。

前回の総会において、資料のほうもお示しし、ご説明のほうもさせていただいたのですけれども、一覧を作っただけないかということでご意見をいただきましたので、机の上に一覧表を置かせていただきました。記載内容につきましては、前回ご説明をさせていただきましたので、お時間の関係もございまして、割愛をさせていただきます。

まず、現場のほうなのですけれども、先月に君津土木事務所による進入路部分の検査が完了しまして、現在は宅盤の造成工事を行っているところです。前回の総会において説明しましたので、経過のほうはご説明のほう省略させていただきますけれども、その総会の後、9月14日に千葉県廃棄物指導課が現地調査を行いました。その後、廃棄物指導課におけるこの現場の対応のほうを示されましたので、ご報告申し上げます。

千葉県のいわゆる残土条例と呼ばれている条例がございますが、こちらは改正以前の埋立てとなっていることから、当時の条文には土地所有者の義務等の規定がまだない時でありましたので、土地所有者の責任を問うことができないこと。もともとの予定量より多く土砂を搬入した事業者個人が所在不明であるため、この現場については指導の対象者が不存在であることから、現在の譲受人に対しては、安全性を確保することを条件に土砂の撤去までは求めないというようなことを伺っております。

なお、先ほど申し上げました、いわゆる残土条例の改正については、平成15年に特定事業に係る土地所有者の義務及び特定事業に係る土地所有者の措置命令という条項が追加されております。

また、再審議することについては、君津農業事務所と協議したところ、市町村の農業委員会において再審議することを禁じる規定はないことから、市町村の農業委員会の判断に委ねられるとの見解が

示されておりますので、申し添えます。

今回は、初めに、本案件について再度審議すべきか否かについてお諮りをいたします。議決の結果、再審議すべきものとなった場合につきましては、その後に再審議をいただき、議決をいただく予定で進行をお願いしたいと考えております。

事務局のほうからは以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○3番（栗原寛光君） 今ちょっと説明、聞きそびれたような感じもするのですが、これは、農業委員会として再審議することが可能だという説明内容でよかったのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） 特に再審議を禁じるというようなものは規定上、法律も照らし合わせてないというようなことで伺っておりますので、再審議することが可能ということでご説明申し上げました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○3番（栗原寛光君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

○15番（中山 明君） はい。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。再審議して、最終的に今造成工事をやっているのですが、あれがストップということにはなるのか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） 開発の許可権者は君津土木事務所となりますので、こちらのほうの結果いかんで、そちらのほうまで影響が及ぶかどうかということは正直分からない状況です。市の農業委員会の決定が覆ったからといって、再度県の君津農業事務所のほうが決定を覆すかどうかというのは、現時点では分かりません。

状況としては以上です。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○15番（中山 明君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

お願いします。

○8番（関 巖君） 8番、関です。この経過資料にもあるように、この件は5月の総会で審議をしたものですが、そのときと明らかに前提条件、様々な条件が違っております。新しい事実もたくさん出ております。ということで、審議の結果いかに関わらず審議そのものはすべきものと思います。以上です。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

ほかに討論はございませんか。

お願いします。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。現状が過去の審議からかなり変わってきていると。そういう状況の中で、現在の、現在というよりも、今後農業委員会として、これはやらなければいけないこと、できること、これを再審議の中で出していただけたらというふうに思います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結をいたします。

採決をいたします。

蔵波字中六地先の転用案件の再審議を行うことについて、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、この転用案件については、今回総会の追加議案として再審議を行うことといたします。

すみません、ちょっと休憩をいただきまして、資料の配付をいたします。

お願いいたします。

休 憩

再 開

○議長（小泉勝彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加議案、蔵波字中六地先の転用案件について、事務局の説明を求めます。

高橋君。

○事務局（高橋敦也君） 一度説明したことでございますので、かいつまんで説明させていただきます。

本件は、市外の個人が、市内在住の土地所有者から農地3筆、3,110平方メートルを所有権移転し、山林5,242平方メートルと合わせた8,352平方メートルを開発面積として、長屋住宅14棟を建設しよう

とする案件です。

本件については、令和3年4月21日に申請書の提出がなされております。

なお、申請地は、長浦行政センターの南側、約350メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画についてですが、土地利用計画図を御覧ください。14棟の長屋住宅を土地利用計画のとおり整備する計画となっております。

排水関係については、汚水・雑排水は、合併浄化槽を設置し、計画地西側の既設市道側溝に排水する計画となっております。雨水については、雨水浸透柵を設置し、オーバーフローした雨水は、計画地西側の既設市道側溝に排水する計画となっております。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 8番、関です。5月のこの議案の審議のときは、特に違法状態等は示されていなかったのですが、今回いろいろな事実が分かってきました。現在どのようなことが違法状態であるのか、あるいは好ましくない事柄なのか。項目ごとにちょっと確認したいので、教えていただきたいと思っております。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。ただいまお話がありました点で、現状では農地法の転用の許可が一度されている状況ですので、農地法の違法状態はない状態に今なっています。当時の農地に復元できなかったというのは、この農地法の転用の完了がされていない状態でしたので、問題があるというような認識になります。土砂の埋立てなのですけれども、当初の申請により埋立てを行うべきかさ高というのですか、土の量なのですけれども、当初の申請では2メートルの申請が出ていたところが、現地はそれ以上、10メートル程度の高さまで積まれてしまっていたというようなことがあって、その部分についてどうするのかといったところがありました。それが、先ほどご説明させていただきましたが、指導する対象者が所在不明ということで指導ができない状況になってしまっているというようなことを県のほうから伺っている状況でございます。

あとは、当時の会議録からだど、農地の転用の申請が漏れている地番があるのではないかという点と、一部山林を、木を伐採して埋立てをしていますので、林地開発の許可の申請が出ていないといったような指摘をされていたようです。なので、林地開発、埋立ての関係、農地の転用などが、手続上

できちんと最後まで行われなかったことになります。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

関委員。

○8番（関 巖君） では、私の認識でちょっと確認をしたいのですが、平成9年に農地転用が出されて、谷津田を2メートル埋め立てる。それが実際10メートル以上になったという。まず、申請どおりではないということ。そのことを受けて、平成10年、11年にかけて指導が何度かなされていた。完了検査は終わっていないという状態にあります。完了検査が終わっていないことに対して開発行為というのはできるのかどうか、そういう点が1つと、あと農地ではないので、直接農業委員会に係ってはこなかったのですが、山林部分が十数メートル埋め立てられて、それは当然県へ残土条例に基づいた申請がされる所を届出がなかった、いわゆる違法状態。そういう違法状態であるという認識でよろしいでしょうか。

○事務局長（斉藤明博君） そうですね。現状では農地の復元が終わっていない状況と、今お話があったとおりで、山林部分の埋立てに関しては申請の手続がなされていないということは、山林の埋立てに関しては、市が届出先ではないので、確認しようがないのですけれども、そのような事実だったのではないかと、会議録には、そういうことが記されておりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

どうぞ。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。是正の指導が出てからかなりの年月がたって、こういう状況の中では時効というものはないらしいのですけれども、是正されない中で農業委員会として、これはできること何かあるのかないのか。あるなら、どういう具体的な方策があるか教えていただきたいなと思っております。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） ちょっとお答えが、直接的なお答えになるかどうかは分からないのですけれども、農地の転用に当たって、全てのケースに当てはまるかどうかはまた別として、過去に違反状態であったところの農地の持ち主が変わりまして、別の方が転用を申請してきた場合については、過去の転用違反をもって、その新しい方に対して駄目ですよというのは必ずしも言えないというようなQ&Aというものが県から示されました。全てがそれに当てはまるかという、そうではないのですけれども、そういった判断をして、その土地の利用ができるような形での農地の転用が許可される場合もあるというようなことがQ&Aの中には示されたものがありました。

それで、市の農業委員会のほうで、できることは何かということなのですが、転用に当たっては、その土地を転用してしまうと、他の農地へ影響があったり、あるいは集団的に営農している土

地を、そこを転用してしまうと影響が出てしまうといったような部分、そういった、あるいは農地として使用されている方への影響といった部分などを鑑みた中で、希望者の、申請者のとおりに希望どおり、転用がしてよいかどうかという判断を県のほうに結果を送るといったような役割を担っているのかなと思いますので。今回の審議に当たっては、過去にあった申請どおりに事業を実施しなかったことに対して、その影響がどういうふうに出るのか。場所的には、先ほど事務局のほうから説明させていただきましたけれども、2種農地ということで転用が比較的可能な場所にある農地であったこと。あるいは、周辺が開発されてきて、隣接地が開発区域にもう隣接してしまったというようなことで、当時とはまた状況も変わってきてしまっているというようなことも判断の一つに入っているのではないかと考えているところです。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○3番（栗原寛光君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 平成10年、11年に是正指導の会議が何回か持たれていますけれども、その後の記録がないということは、その後は指導がなかったということによろしいのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） なかったかどうかは不明なのです。あったかもしれませんし、なかったかもしれない。そこら辺は書類がないので分からない状況です。当時、県の職員の方をお呼びしてお話をさせていただいているので、県のほうにも確認はしたのですけれども、その後のものは見当たらないという回答をいただいております。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○8番（関 巖君） はい。

○議長（小泉勝彦君） どうぞ。

○8番（関 巖君） 別件の質問ですけれども、5月の議案の許可申請は、〇〇〇〇さんが譲渡人として名前が載っております。それで、それに関して、幾つかちょっと質問したいのですが。この今日配られた資料で、平成9年12月25日、この許可申請の、これは何か複数の人がいるみたいですが、この中に〇〇〇〇さんは含まれていますか。

○事務局長（斉藤明博君） はい。

○8番（関 巖君） はい。それから、その後、平成10年、11年に何度か是正の会議がありました。その中で、前回配られた資料で、土地所有者が、個人名は墨塗りですけれども、土地所有者が何回か同席しております。その中に〇〇〇〇さんは入っていますか。

○事務局長（斉藤明博君） 消してあるものなので、傍聴の方がいらっしゃらなければお答えできるのですけれども、当然土地の所有者の方なのでということだけお答えしておきます。

○8番(関 巖君) ちょっと個人的な、プライバシーの問題もあるかもしれませんが、いわゆる大事だと思うのは、5月の総会のときに説明の中で、この〇〇さんが相続をした時点で、もうこうなっていた。その経緯は分からないという説明を受けています。議事録にも載っています。その〇〇さんが実際転用を出したり、こういう指導の会議に出ているということは、これは非常に大きな問題なので、そのことは、はっきりさせたいということでちょっと質問しました。これは、討論のところで、また話をしますけれども。

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

○8番(関 巖君) はい。

○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

どうぞ。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。市の、農業委員会の是正指導が無視されたということに対して、これが時間の経過とともに、これは、無しにされてしまったということでよろしいのでしょうか、これ。

○議長(小泉勝彦君) はい。

○3番(栗原寛光君) これが、その問題がない場合に、この場所は第2種農地で、近隣から見ても、これは農地転用を認めざるを得ないという条件になるのではないかとということで今お尋ねしたわけです。

○議長(小泉勝彦君) お願いします。

○事務局長(斉藤明博君) 埋立てが終了して、その後の5回の会議が行われているのですが、その中においては、農地への復元というのがなされていない状況があるので、農地への復元をするよというような指導が入っているにもかかわらず、その後このような形にならないまま時間が経過し、指導の事実も、文書の保存年限もあるかもしれませんが、分からなくなってしまったというところがありますので、事務局としても、大きく反省しなければならないと思っているところでございますので、そういった書類の保存の年限であったり、あるいは申請が上がってきたときの調査、そういった部分につきましては、このような漏れがないよう今後進めていかなければならないので、対応として、特に埋立地については入念に調査を実施するというようなことで進めてまいりたいと考えているところです。

○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

はい。

○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。今までの話の中で、これは一度認めてしまったと。けれども、大きな原因があつて、これを再審議しているということで、この問題に対して、私たちは、今からでは遅いかも分からないけれども、県のほうには、私は農地転用は認められないというふうに言うべきではないかと私は思います。

○議長(小泉勝彦君) ほかに討論はございませんか。
お願いします。

○8番(関 巖君) 8番、関です。私も、今の栗原委員と同じように、以下2点の理由で農地転用は許可しない、すなわち不許可とすべきという立場で述べたいと思います。

1点目は、その平成9年に出了された申請から明らかに逸脱して2メートルが十数メートルになる。そして、その後何度もの是正指導にもかかわらず是正されていない。そういう違法状態にあつて、完了検査も受けていない。それと、さらに農業委員会の管轄外ですが、山林部分の残土を埋立て、これも届出がされていない。そういう、もうかなりの違法状態というか、法令等を遵守されない状態で来ているということが今回明らかになりました。前回は、これが明らかではなかったという点で、全く前回5月とは違うということが1点。

もう一点目は、先ほどもちょっと言ったのですが、5月の申請の譲渡人である〇〇〇〇さんが、実際自分で平成9年に転用許可の申請を出し、その後、是正の会議にも出ていて、それにもかかわらず、今回5月の申請の際に事務局からの聞き取りでは、この経過は全く知らなかったと。一言で言えば虚偽の発言をした。それを基に私たちは会議を進めてきたわけです。やはりこういう資料というものは全て正しいというか、正直に出されているという前提で私たちは審議をしているのに、明らかに虚偽のことを発言して、それに基づいて5月私たちは審議をしてしまったという大きくこの2点から、5月の許可をしたということとは明らかに条件も違いますし、こういう状態のまま許可したままということは、到底容認できないと思います。もしこれが5月に分かっていたら、不許可になった可能性は十分あると思います。そういうことで、最終的には県知事の判断ということで、そこになるわけですが、少なくとも袖ヶ浦市の農業委員会としては、この状況のまま許可をするということになっては、袖ヶ浦市の農業委員会の権威とか意義とか信頼とか、それが損なわれてしまうということを考えますと、今回、再審議の下で、一旦許可をしましたけれども、不許可とすべきということで意見を述べます。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。
ほかに討論はございませんか。

お願いします。

○12番(渡辺義一君) 12番、渡辺です。今の意見に賛成です。

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。

どうぞ。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。これは、前回の5月のときの総会に立ち返って、また、例えば、今日再審議しているわけですが、もう一度その許可か不許可かということを決める審議ができるということですか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○13番（注連野千佳代君） それは、できるということですか。分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

先ほど来の採決をいたしたいと思います。

蔵波字中六地先の転用案件について、転用に賛成する方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成なしでございます。

よって、蔵波字中六地先の転用案件については、不許可相当と決定し、取扱いについては、千葉県君津農業事務所に協議することといたします。

ありがとうございました。

ほかに、委員から何かありますか。

お願いします。

○8番（関 巖君） 今の結論は、それで、ありがとうございます。今後の再発防止、再発しないということで、具体的に何か考えておられれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） 今回の原因の大きなものとしましては、違反転用の、データベースがあるのですけれども、その中にこちらの土地の件が登録されていなかったという実態がありました。それで、何で載っていないのかというと、違反転用のつづりが、何年から何年までの違反転用つづり、何年から何年までの違反転用つづりというふうなところで、こちらのほうは見ているのですけれども、今回の件につきましては、申請書のほうに、その後の経過の書類を一緒にとじてあったので、その部分のデータベース登録が抜けてしまっていたというようなことがありましたので、まずは、そういったものがほかにないかどうかというようなことはチェックしていかないといけないというふうに思っております。

また、農地が埋め立てられている場合については、その状況の調査をもう少し丁寧にやっけていかなければならないと感じておりますし、仮にデータベース上にその土地がなくても、埋め立てられた土地の場合については、再度書庫のほうをよく探すということを徹底していく所存でおります。

○議長（小泉勝彦君）　お願いします。

○8番（関　　巖君）　それに付随して、そういう過去の書類等をもう一度調べ直していただくという
ことですが、現在違法な状態という農地がまだまだあると思います。神納にも幾つかありますけれど
も。それらを農業委員とか推進委員の協力を得て、きちっとどこにこういう違反の農地があるという
ことを、過去のものではなくて現在の状態で調べて、それをファイル、違反農地のファイルを1つ大
きく作っておいて、少なくとも1年に一遍は地権者に違反状態ですよということを通知する。そうい
うことができればお願いできないかなと。今すぐやりますとか、そういう答えはいいのですけれど
も。少なくとも1年に一遍は、そういう指導を入れておけば、見過ごすとか、もう10年前だからどうこう、
そういうことはなくなるのではないかとということで、これは一つの意見として提案しておきます。

○議長（小泉勝彦君）　では、前向きにということで承っておきたいと思います。

ほかに。

どうぞ。

○14番（時田善夫君）　14番、時田です。この何か埋立てとか、違法な埋立てとか、そういうのを監視
とかする市の担当は農業委員会ですか。市でそういうのを監視する特別な、何課ってあるのですか。

○事務局長（斉藤明博君）　はい。廃棄物対策課にパトロール員の方がいらっしゃってパトロールをや
っていただいておりますけれども、農地、こと農地につきましては、できれば推進委員の皆様のご協
力もいただきながら、早めの発見の指導というのがやっぱり大事です。

○14番（時田善夫君）　では、農地を見て、ちょっとという時は農業委員会の役目ですか、監視とかそ
ういう検査とかは。

○事務局長（斉藤明博君）　役目というか、農地を農地として保全するとして、ずっと見ていただき
いということではなくて、ふだん自分の目の届く範囲でこういうことがあったら、何か変だぞという事
があったら、お電話をかけていただきたいと思いますと思っています。

○14番（時田善夫君）　そうですか。

○事務局長（斉藤明博君）　ええ。

○14番（時田善夫君）　それを取り締まるとか、目を光らすという、それが市の何課という課というの
がないですか。

○事務局長（斉藤明博君）　農地に関しては、結局、農業委員会になってしまうのです。

○14番（時田善夫君）　農地でなくても。

○事務局長（斉藤明博君）　その残土とかのパトロールについては、廃棄物対策課というところがやっ
ています。

○14番（時田善夫君）　廃棄物対策課が担当ですか。

○事務局長（斉藤明博君）　はい。そうです。

○14番（時田善夫君）　はい。分かりました。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） もう一点申し上げます。これは、最終的に県が許可、不許可、分かりませんが、それにかかわらず、いずれにしても、あそこの土地ののり面、のり面がもう土砂がそのままぱっと捨てられた状態になっていまして、下に農地もありますし、先日、熱海の土石流の問題もありました。ということで、あの、のり面をきちっと崩落しないようにという、これは農業委員会の仕事ではないかもしれませんが、関係の部署等と連携を取って、この安全対策等は十分取っていただきたいと。これも要望しておきます。

○事務局長（斉藤明博君） では、そちらの件で。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○事務局長（斉藤明博君） 都市整備課のほうと何度も協議をしております、のり面の安全性については、もちろん安定勾配であったりとか、何メートルか置きに犬走りのような、段目をつけるとかというようなルールがあるのですけれども、そういった部分については、君津土木事務所のほうでの情報を共有して安全の確保といった部分については、情報の共有をしていきたいと話されていました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局のほうから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第31回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時20分 閉会